

■見積書の押印省略に関するQ&A

Q1 すべての見積書について押印を省略してよいのか。

A1 令和7年10月15日以降に市が発注する契約で、すべての見積は押印省略の対象となります。
また、見積書の押印省略に合わせて、封筒への封入及び封緘も不要とします。

Q2 入札書や契約書は押印省略の対象となるか。

A2 入札書や契約書は押印省略の対象になりません。

Q3 見積書への押印を省略する場合に必要なことはあるか。

A3 押印に代わる真正性を担保するため、見積書に「担当者」の氏名(フルネーム)、連絡先電話番号を記載する必要があります。

なお、押印を省略した見積書に担当者名等の記載がない場合は無効な見積となります。

Q4 「担当者」とは誰ですか。

A4 当該契約事務に関する業務を実際に担当し、見積書を作成した者や、見積書の内容に責任を持ち、最終的な確認・承認を行う者が対象となります。

Q5 連絡先電話番号は携帯電話番号でもよいのか。

A5 「入札参加資格者名簿」に登録している固定電話番号を記載してください。
固定電話がない場合には、担当者と確実に連絡のとれる携帯電話番号を記載してください。

Q6 連絡先電話番号はメールアドレスで代用してもよいのか。

A6 不明な点があった場合に直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。
ただし、電話での対応が困難であることに合理的な理由がある場合は、電話番号に加えてファクシミリ番号やメールアドレスを記載してください。

Q7 電子メールやファクシミリによる見積書の提出は可能か。

A7 令和7年10月15日以降に市が発注する契約について、電子メールやファクシミリでの提出が可能となります。

Q8 押印した見積書もこれまでと同様に受け付けてよいのか。

A8 押印のある見積書も従前どおり受け付けます。(押印省略は必須ではありません。)
Q12もあわせて確認してください。

Q9 見積書への押印を省略した場合は、必ず電子メールやファクシミリで提出しなければならないのか。

A9 これまでと同様、持参による提出も可能です。

Q10 押印省略した見積書を訂正したい場合、どうすればよいか。

A10 見積書の提出は一度きりとなり、提出後の見積書の書き換え、引き換え、変更又は撤回することはできません。

Q11 電子メールで見積書を提出する場合、データの形式に指定はあるか。

A11 PDF形式とします。

Q12 押印された見積書を電子メールやファクシミリで送付することは可能か。

A12 見積書が電子メール又はファクシミリで送付された場合は、すべて押印が省略された見積書とみなすこととし、必ず「担当者」、「連絡先電話番号」の記載が必要となります。それらの記載がないものが提出された場合は、無効な見積書となります。